

(仮称) 台東区自転車活用推進計画策定に関する意見交換会設置要綱

令和6年12月24日
6台都交第769号

(設 置)

第1条 自転車活用推進法(平成28年法律第113号)第11条第1項の規定に基づき、区が自転車の活用を総合的かつ計画的に推進する計画を策定するに当たり、専門的意見及び各分野の幅広い意見を聴くため、(仮称)台東区自転車活用推進計画策定に関する意見交換会(以下「意見交換会」という。)を設置する。

(構 成)

第2条 意見交換会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 道路管理者
- (3) 交通管理者
- (4) 地域団体
- (5) 自転車関連事業者
- (6) 台東区職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか運営上必要と区長が認める者

2 意見交換会の会長は、会員の互選により選出する。

3 会長は、意見交換会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときには、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(招 集)

第3条 意見交換会は、会長が招集する。ただし、初回の意見交換会は、区長が招集するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、前条第1項に掲げる者以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(会議録等の取扱い)

第4条 意見交換会の会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)は、公開するものとする。

2 会長は、会議又は会議録等の公開に当たり、必要な条件を付することができる。

(事務局)

第5条 意見交換会の事務局は、都市づくり部交通対策課に置く。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱は、(仮称)台東区自転車活用推進計画の策定が終了した日をもって廃止する。